

○水道を利用するお客様へ

1 給水契約について

水道の使用の届出によって給水契約を締結します。
中止、廃止、名義変更も届出が必要です。
届出は原則として窓口受付ですが、中止は電話による連絡でも構いません。

2 料金について

水道料金は原則として毎月検針・毎月支払です。
中止の届出がなければ基本料金が発生します。
支払の方法は、納付書、市内金融機関による口座振替、PayB・PayPay(スマホ決済アプリ)があります。口座振替できなかった場合は、後日送付される口座振替不能通知書で支払ってください。

3 漏水による水道料金の軽減について

壁の中や地下での漏水を指定工事業者へ依頼して修理した場合、水道料金の軽減申請により最大3ヶ月分の水道料金を軽減できる場合があります。

4 給水の停止について

納付書、口座振替不能通知書の納期限までに水道料金の支払いがない場合、納期限後20日以内に督促状を発送します。
督促状に気づかず支払いを忘れた場合、支払い漏れを通知する手紙や催告書が届きます。支払い忘れが続きますと給水停止の対象となります。

5 メーターの管理について

埋没や破損を防ぐため、メーターはメーターボックスの中に設置されています。
円滑な検針のため、メーターボックスのフタの上に物を置かないでください。また、メーターボックス周辺やメーターボックス内の草木・土砂も清掃ください。
なお、メーターボックスは、お客様の所有物です。フタが破損した場合は、お客様負担で手配・交換いただきます。指定給水装置工事業者にご相談ください。